

香川県緊急輸送道路沿道建築物等耐震対策支援事業

県は、地震発生時における建築物等の倒壊による緊急輸送道路の閉塞を防ぎ、避難や救援救急活動、緊急物資の輸送等の機能を確保するため、国の交付金制度を活用し、緊急輸送道路沿道の共同住宅・建築物の耐震診断、耐震補強設計、耐震改修、建替えを行う方に補助金を交付する市町に対し補助を行います。

〇県の補助制度の概要

(1) 補助対象建築物等

- (ア) 昭和56年5月31日以前に着工した民間の共同住宅・建築物で、地震により倒壊し、緊急輸送道路を閉塞するおそれのあるもの
- (イ) 建築基準法の規定に適合しているもの
- (ウ) 耐震補強設計、耐震改修、建替えを行う場合は、耐震診断の結果、倒壊の危険性等があると判断されたもの
- (エ) その他補助対象要件は表1による。

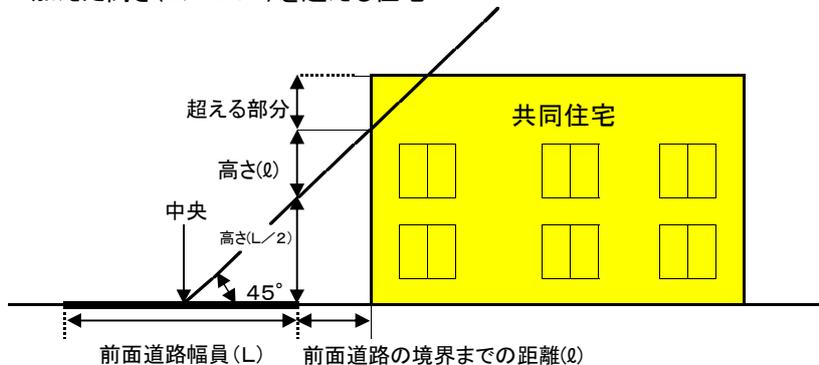
【表1】

共同住宅	以下の要件に該当するもの 高さが、当該部分から前面の緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、道路の幅員の1/2に相当する距離を加えたものを超える共同住宅。(下図1参照)
建築物	以下の全ての要件に該当するもの (A) 住宅を除く建築物及びマンション(共同住宅のうち耐火構造又は準耐火構造であって延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が3階以上のもの) (B) 耐震改修促進法第5条第3項第2号の政令で定める建築物(下図2参照)

※ただし、枠組壁工法、丸太組工法及び大臣等の特別な認定を得た工法によるものは除く。

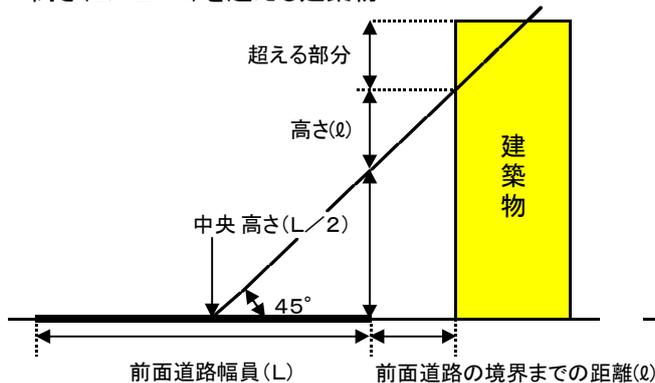
【図1】共同住宅の場合

前面道路の幅員(L)の1/2に前面道路の境界までの距離(l)を加えた高さ(L/2+l)を超える住宅

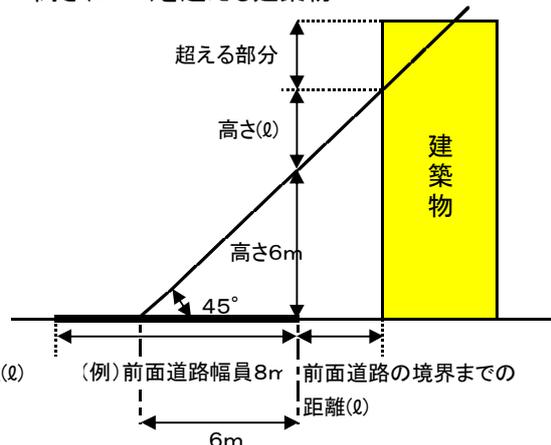


【図2】建築物の場合

① 前面道路幅員が12mを超える場合は幅員(L)の1/2に前面道路の境界までの距離(l)を加えた高さ(L/2+l)を超える建築物



② 前面道路幅員が12m以下の場合は6mに前面道路の境界までの距離(l)を加えた高さ(6+l)を超える建築物



(2) 県の支援制度の概要

補助対象事業費の限度額は、①により算出した額と②を比較して、いずれか少ない額とします。

対象建築物	共同住宅			建築物	
	マンション				
耐震診断	補助率		2/3		
	事業補助費対象	①㎡当たり単価限度額	1,000㎡以内の部分: 3,670円/㎡ 1,000㎡超～2,000㎡以内の部分: 1,570円/㎡ 2,000㎡超の部分: 1,050円/㎡ ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は157万円を限度として加算することができる。		
		②棟当たり限度額	600万円/棟		
	補助金限度額(補助金負担割合)		400万円/棟 (国1/2 県1/4 市町1/4)		
耐震補強設計	補助率		2/3		
	事業補助費対象	①㎡当たり単価限度額	(a) と(b)とを比較して、いずれか少ない額 (a) 1,000㎡以内の部分: 3,670円/㎡ 1,000㎡超～2,000㎡以内の部分: 1,570円/㎡ 2,000㎡超の部分: 1,050円/㎡ ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は157万円を限度として加算することができる。 (b) 住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目に基づく建築設計費(建替えを行う場合は、耐震改修工事に要する費用相当分を建築工事費として算出)の限度額		
		②棟当たり限度額	600万円/棟		
	補助金限度額(補助金負担割合)		400万円/棟 (国1/2 県1/4 市町1/4)		
耐震改修工事	補助率		2/3		
	事業補助費対象	①㎡当たり単価限度額	34,100円/㎡	50,200円/㎡ (免震工法等特殊な工法 83,800円/㎡)	51,200円/㎡ (免震工法等特殊な工法 83,800円/㎡)
		②棟当たり限度額	9,000万円/棟		
	補助金限度額(補助金負担割合)		6,000万円/棟 (国1/2 県1/4 市町1/4)		
建替え工事	補助率		2/3		
	事業補助費対象	①㎡当たり単価限度額	34,100円/㎡	50,200円/㎡ (免震工法等特殊な工法 83,800円/㎡)	51,200円/㎡ (免震工法等特殊な工法 83,800円/㎡)
		②棟当たり限度額	9,000万円/棟		
	補助金限度額(補助金負担割合)		6,000万円/棟 (国1/2 県1/4 市町1/4)		

(3) 施行日

平成23年11月1日

担当窓口
香川県土木部建築指導課総務・企画グループ
電話087-832-3612(直通)

(4) 市町の補助制度創設状況(令和6年4月1日現在)

高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、宇多津町で補助事業を実施しています。補助要件など詳しくは、各市町にお問合せ下さい。

高松市都市整備局建築指導課	電話 087-839-2488
丸亀市都市整備部都市計画課	電話 0877-35-7613
坂出市建設経済部建設課	電話 0877-44-5011
善通寺市都市整備部建築住宅課	電話 0877-63-6337
観音寺市建設部建設課	電話 0875-23-3942
さぬき市建設経済部都市整備課	電話 087-894-1113
東かがわ市事業部都市整備課	電話 0879-26-1304
三豊市建設経済部建築住宅課	電話 0875-73-3044
宇多津町地域整備課	電話 0877-49-8012